

千葉県人権施策基本指針 (改定)

千葉県

令和 7 年 1 1 月

全ての県民の人権が尊重される千葉県の実現を目指して

県では、「千葉県人権施策基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を推進してまいりました。

また、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会づくりを目指し、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を令和6年1月から施行し、取組を進めています。

しかし、私たちの周りには、女性やこども、高齢者や障害のある人に対する差別や偏見、虐待などの人権問題が依然として存在しています。

近年では、インターネットを通じた人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に関連した差別、性的マイノリティへの偏見、ハラスメントなど、新たな人権問題が発生・顕在化するとともに、人口減少やグローバル化の進展、技術の革新など様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生していることから、人権課題も多様化・複雑化してきています。

このような人権をめぐる様々な状況の変化や課題を踏まえ、基本指針を改定いたしました。今後とも、全ての県民の人権が尊重される千葉県の実現を目指して、人権施策を推進してまいります。

結びに、基本指針の改定に当たり、御意見をいただきました「千葉県人権施策基本指針検討会議」の委員の皆様をはじめ、改定に御協力いただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年11月

千葉県知事 熊谷 俊人

目次

第1章 基本指針改定の経緯	・ ・ ・	1
第2章 人権施策を進めるに当たっての基本的な考え方	・ ・ ・	2
第1節 基本理念	・ ・ ・	2
第2節 基本指針の位置付け	・ ・ ・	2
第3章 人権教育・啓発の推進	・ ・ ・	3
第1節 人権教育	・ ・ ・	3
1 学校教育	・ ・ ・	3
2 社会教育	・ ・ ・	3
第2節 人権啓発	・ ・ ・	4
1 県民への人権啓発	・ ・ ・	4
2 企業・職場での人権啓発	・ ・ ・	4
3 特定の職業に従事する者に対する人権啓発	・ ・ ・	5
第4章 分野別施策の推進	・ ・ ・	7
第1節 女性	・ ・ ・	7
第2節 こども	・ ・ ・	9
第3節 高齢者	・ ・ ・	12
第4節 障害のある人	・ ・ ・	15
第5節 被差別部落出身者	・ ・ ・	18
第6節 外国人	・ ・ ・	19
第7節 性的マイノリティ	・ ・ ・	21
第8節 感染症	・ ・ ・	22
第9節 犯罪被害者とその家族	・ ・ ・	23
第10節 インターネットを通じた人権侵害	・ ・ ・	25
第11節 ハラスメント	・ ・ ・	27
第12節 災害時の配慮	・ ・ ・	28
第13節 その他の様々な人権課題	・ ・ ・	30
1 刑を終えて出所した人	・ ・ ・	30
2 ホームレス	・ ・ ・	30
3 生活困窮者	・ ・ ・	30
4 中国残留邦人等	・ ・ ・	30
5 北朝鮮当局による拉致問題	・ ・ ・	31
6 その他	・ ・ ・	31
第5章 施策の総合的・効果的な推進	・ ・ ・	32
第1節 県の推進体制	・ ・ ・	32
第2節 国、市町村、民間団体等との連携	・ ・ ・	32
第3節 基本指針・施策の点検、見直し	・ ・ ・	32
千葉県人権施策基本指針 施策体系	・ ・ ・	33

用語解説（五十音順）	・・・	36
資料	・・・	44
人権関係年表	・・・	45
世界人権宣言	・・・	50
日本国憲法（抄）	・・・	54
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・・・	58
千葉県人権施策基本指針設置要綱（名簿含む）	・・・	60
千葉県人権施策推進本部会議設置要綱（名簿含む）	・・・	62
「千葉県人権施策基本指針」改定の経緯	・・・	66

～人権とは～

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、自分らしく、そして幸せに生活する基本的な権利です。

人権について知ることは、自分以外の人々の人権を尊重することにつながります。

人権についての正しい知識があれば、相手の立場や考え方を理解しやすくなり、不用意に相手を傷つけることはなくなります。

また、自分自身の権利や、自分の周りの人々の権利も守ることができます。一方、人権について十分な知識がないと、知らないうちに相手を傷つけたり、自分や周りの人が人権を侵害されても気づかなかったり、という事態が生じかねません。

第1章 基本指針改定の経緯

本県では、平成16（2004）年2月に千葉県人権施策基本指針（以下、「基本指針」という。）を策定し、その後、社会情勢の変化等を踏まえ、策定から10年となる平成27（2015）年2月に基本指針の改定を行いました。

改定後の基本指針では、基本理念の「すべての県民の人権が尊重される元気の千葉県」を目指して、県政のあらゆる分野で取り組むべき各種人権施策を推進してきました。

平成28年（2016）には、差別解消を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権三法が施行されました。その後も、「こども基本法（令和5（2023）年4月施行）」や「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5（2023）年6月施行）」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6（2024）年4月施行）」などの人権問題の解決に向けた法整備が進められています。

また、経済活動のグローバル化の進展に伴い、企業活動による社会や人権に与える影響が一層拡大していることから、平成27（2015）年には、国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）を中核とする「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択されました。その後、国においては、『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、人権尊重の視点に立った企業活動を促すため、各種取組が実施されています。

近年では、インターネットを通じた人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別、性的マイノリティへの偏見や差別、ハラスメントなども大きな社会問題となっています。

さらに、人口の減少やグローバル化の進展、技術の革新など様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生していることから、人権課題も多様化・複雑化してきています。

こうした中、本県ではあらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会づくりを目指し、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を令和6年（2024）1月から施行し取組を進めています。

しかしながら、私たちの社会には、女性やこども、高齢者や障害のある人などに対する偏見や差別、虐待などの人権問題が依然として存在しています。

このような人権をめぐる様々な状況の変化や課題を踏まえ、基本指針を改定します。

第2章 人権施策を進めるに当たっての基本的な考え方

第1節 基本理念

本県は、「全ての県民の人権が尊重される千葉県の実現を目指して」を基本理念として、人権施策を推進します。

そのため、次の3つの社会づくりを推進します。

- (1) 一人ひとりがかけがえのない存在として人権を保障され、偏見や差別のない社会

人権は、人としての尊厳に基づいて、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利です。一人ひとりがかけがえのない尊い命の主体者として、人権の意義やその尊重と共存の重要性について理解を深め、自分の人権と同様に他の人の人権をも尊重し、偏見や差別、さらに暴力のない社会の実現を目指します。

- (2) 一人ひとりが人権を尊重され、誰もが個性や能力を十分に発揮している活力ある社会

全ての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、人種、民族、信条などによって不当に差別されず、一人ひとりの様々な生き方の可能性を否定されることなく、誰もが個性や能力を十分発揮し、その人らしく活躍できる活力のある社会の実現を目指します。

- (3) 誰もがお互いの人権を尊重し、多様な文化や価値観を認め合い、つながり支え合いながら共に暮らせる社会

全ての人が様々な違いがある個人として尊重され、多様な文化や価値観を理解し、尊重し合うことで誰もがその人らしく活躍できる社会の実現を目指します。

第2節 基本指針の位置付け

- (1) 基本指針は、県が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。
- (2) 基本指針は、多様かつ複雑な人権問題に対応するために、県民をはじめ民間団体、企業や市町村などに対して県の人権施策の方向性を示し、人権が尊重される社会づくりを促進するためのものです。
- (3) 女性や子ども、高齢者といった個別分野ごとにある各種計画に基づき施策に取り組む際は、基本指針の趣旨を尊重し推進するものとします。

第3章 人権教育・啓発の推進

第1節 人権教育

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であり、生涯学習の視点に立って、発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、実施する必要があります。

このため、各種の学習機会を通じて人権問題に対する理解を深め、知識だけではなく、日常の態度・行動に現れる人権感覚を身に付けられるよう、地域や学習者の実態に即した人権教育を推進します。

1 学校教育

学校教育においては、こどもが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるように、その発達段階に応じて、学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を、単に知識として学ぶだけでなく、時間をかけて、日常生活において態度や行動に表れるよう、こどもの心にしっかりと沁み込ませていくことを目指して教育活動を行います。

特に、生命の大切さや他の人への思いやり、互いの人格を尊重し個性を認め合う心、正義感や公平さを重んじる心など、こどもの豊かな人間性を培うことが必要です。そのため、学校・地域の実情に応じた人権教育・道徳教育を推進します。

さらに、教員の人権意識を高めるため、人権教育に関する研修を実施します。

また、学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十分に発揮できることから、関係諸機関と連携・協力して実施します。

2 社会教育

社会教育においては、全ての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する保護者への情報・学習機会の提供を行います。保護者自身が人権を大切にする生き方をこどもに示すことができるように、家族とのふれあいを通じて豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心など、人間形成の基盤を育む家庭教育への支援を行います。

また、こどもは、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会で過ごしていることから、人権教育に対する保護者等の理解を促進するような取組を行います。

さらに、社会教育における人権教育に関する研修を実施します。

第2節 人権啓発

人権を尊重し合う社会を実現するためには、人権に関する基本的な知識の習得のみならず、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に他の人もかけがえのない存在であること、他の人との共生・共感の大切さを真に実感できるように、県民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めていく必要があります。

このため、あらゆる機会を捉え、講演会、研修会、メディアを使った広報などを通じて人権啓発を推進します。

1 県民への人権啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、街頭啓発などのほか、啓発を受ける県民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、ワークショップやボランティア体験活動等）についても検討し、より効果の高い啓発を推進します。

また、家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうことや、人権上大きな社会問題となった事例を取り上げ、人権尊重の視点から呼びかけを行うことなど、手法を工夫し啓発を実施します。

2 企業・職場での人権啓発

企業には、社会の一員であるという立場から、基本的人権を尊重して行動することが求められます。基本的人権の一つである国民の職業選択の自由や就職の機会均等を確保するために、雇用主は人権問題についての正しい理解と認識のもとに、人種・信条・性別・社会的身分及び門地などで差別せず、個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行う必要があります。

また、職場において、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等を受けた人は、人格を不当に傷つけられ、能力を十分に発揮することが妨げられています。

さらに、周囲の人が職場のハラスメントを見聞きすることで仕事への意欲が低下すると、貴重な人材を損失することとなります。ひいては、職場全体の秩序の乱れや業務への支障につながり、企業の社会的評価に悪影響を及ぼしかねません。

職場のハラスメント防止に取り組み、一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりをすることは、職場の活力向上につながり、仕事に対する意欲や職場全体の生産性の向上にも貢献することになります。

このようなことから、企業・職場において、人権を尊重し差別意識や偏見を持たないよう、人権をテーマとした講演会・研修会の開催を促進します。

3 特定の職業に従事する者に対する人権啓発

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者は、基本的人権に配慮した適正な職務遂行が特に求められます。

このため、人権尊重の理念に対する理解を深められる様々な機会を提供するとともに、職場における研修などの充実を働きかけます。

(1) 行政職員

行政職員は、人権問題に対する正しい理解と知識を深め、職員一人ひとりが常に人権尊重の視点を持ちながら業務を適切に行う必要があります。

このため、新規採用職員等を対象とした研修や職務内容に応じた研修を通じて人権意識の確立に努めます。

(2) 教職員

こどもは、人格を持った一人の人間として尊重されるべき存在です。学校教育においても、こどもの人権を尊重し、一人ひとりを大切にした教育の一層の推進が図られています。教職員には、自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境づくりに主体的に取り組むことが求められています。

このため、教職員自身が常に人権感覚を磨き、学校等においてこどもの人権を侵害することがないように、教職員研修の充実に努めます。

また、人権教育の推進充実を図るため、人権問題に関する正しい認識を深め、確かな実践力を身に付けた指導者を養成するとともに、県下の人権教育推進上の諸問題について研究協議し、学校人権教育の全県的な推進・充実を図ります。

(3) 警察職員

犯罪捜査という人権に関わりの深い職務の特殊性から、取調べや職務質問、犯罪被害者の支援等の警察活動において、人権に配慮した公正で適正な職務執行が求められます。このため、各職場等において職務執行に際し、基本的人権を最大限尊重するよう、研修を行います。

(4) 消防職員

消防職員は、県民の生命、財産を守る業務を遂行し、その活動を通じて密接に県民の日常生活と関わっていることから、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、消防学校において研修を行います。

(5) 医療・保健関係者

医療・保健関係者の業務遂行に当たっては、プライバシーの保護やインフォームド・コンセントの徹底など人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、患者や相談者等の相手の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

(6) 福祉関係者

福祉関係者の業務遂行に当たっては、プライバシーの保護や人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、自己決定の支援などの権利行使の支援や虐待の防止及び虐待への適切な対応等、こども・高齢者・障害のある人・生活困窮者等の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

第4章 分野別施策の推進

第1節 女性

現状と課題

- 我が国では、男女共同参画社会の実現を21世紀における国の最重要課題とし、男女が互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のため、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。平成27（2015）年には、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主に義務付けられました。
- また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により、被害者の保護が強化され、令和6（2024）年4月には、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現のため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。
- しかし、令和6（2024）年度に実施した男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査によると、社会全体での男女の平等意識について、男性優遇と感じる人の割合は69.8%で、依然として約7割と高くなっています。
- 男女が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、男性も女性も個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、共に活躍できる環境をつくることが重要です。
- また、前述の調査によると、「ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）が人権侵害である」と認識する人の割合は、84.6%と高まっています。暴力は、身体への暴力ばかりではなく、精神的、性的な暴力など、様々な形で社会に存在しています。
DV根絶に向けた教育・啓発を行っていくことや、DV被害者の保護と生活再建支援などに重点的に取り組んでいくことが必要です。さらに、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」についても、深刻な被害が報告されていることから、DVの加害者にも被害者にもならないように、若者を対象とした予防教育を行うなどの取組も重要です。

施策の方向性

社会のあらゆる分野で男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

地域に根ざした男女共同参画を推進するため、千葉県男女共同参画センターを核として千葉県男女共同参画地域推進員等の充実を図り、広報・啓発活動を推進します。

また、困難な問題を抱える女性を支援するため、女性相談・DV相談カードの作成配付や街頭キャンペーン等、様々な方法で継続的に広報を実施し、相談窓口の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。

(2) 教育・学習の充実

家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる場において男女共同参画に関する教育・啓発を推進します。

また、高校生等を対象とした若者のためのDV予防セミナーを開催するとともに、教職員等を対象に、困難な問題を抱える女性に対し適切な支援ができるよう、女性支援・児童虐待対応研修を行います。

(3) 相談体制の充実

女性及び男性の総合相談窓口として、千葉県男女共同参画センターにおいて、電話相談を中心とした一般相談及びカウンセリング等の専門相談を実施します。

また、困難な問題を抱える女性に対する支援の推進を図るために、女性サポートセンターをはじめとする配偶者暴力相談支援センターや市町村窓口などの相談体制を充実させ、関係機関と連携していきます。

(4) 男女共同参画の促進

男女共同参画社会を促進するために、あらゆる分野において男女の意見を反映する必要があります。そこで、女性が持てる能力を十分発揮できるよう支援し、政策・方針決定過程への参画を促進します。

また、市町村・県民・民間団体等との連携・協働により、あらゆる分野や地域で、男女共同参画社会づくりを進めていきます。

さらに、女性の活躍を推進するためのシンポジウムや、女性の起業・就業のための講座等を開催するほか、家庭との両立や経営ノウハウの取得が課題となっている女性経営者等が多いことから、経営相談の実施等の支援を行います。

(5) ワーク・ライフ・バランスの取組の推進

あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の取組を推進します。

また、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方を推進するため、働き方改革やテレワークの推進に取り組む企業にアドバイザーを派遣するとともに、経営者の意識改革を促すセミナーの開催等により、企業の働き方改革の取組を支援します。

(6) 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性が安心して安全・平穏な生活を送ることができるよう、市町村窓口や関係機関において相談等に応じるとともに、被害者の支援を推進します。

また、女性サポートセンターにおいて、多様なケースに応じた一時保護をするため、関係機関と連携して、きめ細やかな対応を図ります。

第2節 こども

～こどもとは～

「こども」とは、こども基本法において心身の発達の過程にある者とされています。この基本指針では、年齢に関わらず、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者としています。

現状と課題

○我が国では、こどもの人権や自由を尊重し、こどもの生存・発達・保護・参加などに関わる様々な権利を促進することを目指した「児童の権利に関する条約」を平成6（1994）年に批准しました。また、増加する児童虐待防止のため、平成12（2000）年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童の権利擁護や児童相談所の体制強化等の様々な措置が行われています。令和5（2023）年には、常にこどもの視点に立ち、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。

○県では、全てのこどもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる千葉県を目指すため、平成29（2017）年に、「千葉県子どもを虐待から守る条例」を制定し、「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」を策定するとともに、必要な体制を整備しています。しかし、本県の児童相談所における令和5（2023）年度の児童虐待対応件数は、9,329件とここ数年ほぼ横ばいで推移しています。

- また、青少年の健全な育成のため必要な環境の整備をし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するため、昭和39（1964）年に「千葉県青少年健全育成条例」を制定し、状況に合わせた見直しを行いながら青少年を有害な環境及び行為から保護することに努めています。平成22（2010）年には「子ども・若者育成支援推進法」が施行されたことに伴い、こども・若者育成支援施策の総合的推進と、社会生活を営む上で困難を抱えるこども・若者の支援体制整備を進めています。
- さらに、平成25（2013）年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行され、千葉県でも平成26（2014）年3月に「千葉県いじめ防止対策推進条例」を制定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処を行う等の対策を推進しています。しかし、県内にある国公立の全校を対象とした調査では、令和5（2023）年度に認知したいじめ件数は5万5,272件あり、全国で3番目に多くなっています。
- 平成26（2014）年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（令和6年6月に改正法が成立し、法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正）が施行され、こどもの貧困対策を総合的に推進しているところです。しかしながら、令和3（2021）年の我が国の「こどもの貧困率」は11.5%と、依然高い水準にあり、9人に1人のこどもが経済的に困難な状況にあることから、更なる取組の推進が必要です。
- こどもの人権をめぐる問題は、児童虐待及びいじめ・暴力行為等の増加、少年非行などの問題行動、体罰、危険ドラッグ等の薬物乱用の低年齢化、児童買春・児童ポルノ等の性の商品化など、複雑化・深刻化しており、更なる対策が必要とされています。
- そのため、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもを権利の主体として認識し、こどもの視点を尊重しつつ、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていくことが必要です。さらに、誰一人取り残さず、ライフステージに応じて切れ目なく支援することでこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくことが必要です。

施策の方向性

次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

こどもが基本的人権の享有主体として最大限尊重される社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため啓発を実施します。

(2) 教育・学習の充実

全てのこどもが適切な家庭教育を受けることができるよう、保護者の学びや育ちを支援するとともに、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進めます。また、生命の大切さや他の人への思いやりなど、こどもたちの豊かな人間性を培うため、学校における道德教育等を推進し、様々な体験活動を通して道德性を高めるなど、学校教育等の充実を図ります。

(3) 相談体制の充実

こどもの抱える様々な悩みについて相談を受け、必要な情報を提供し、適切な専門支援機関を案内する総合相談窓口や、保護者の孤立を防止し、悩みを共有できる相談窓口の充実を図ります。

(4) 青少年の健全育成・こどもの育成支援

千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店・携帯電話等販売店・インターネットカフェ等関係店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、こどもにとって良好な環境の整備に努めます。

また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、民間団体や国などの関係機関との連携を図るため平成24（2012）年に設置した「千葉県子ども・若者支援協議会」において、現状・課題を共有するとともに、人材育成支援に努めます。

さらに、「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」において相談を受け付け、適切な相談先につなぐなど、社会生活を営む上で困難を抱えるこどもを積極的に支援します。

(5) いじめ防止のための取組の推進

こどもがいじめに関する問題を考え、互いに良好な関係を築くことができるよう、いじめ防止の取組を充実させ推進します。

いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。

また、情報モラル教育について、こどもの発達段階に応じた指導の充実を図るとともに、ネットパトロール等により、インターネットによるいじめからこどもを守るための取組を推進します。

(6) 虐待防止のための取組の推進

児童虐待の未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応から虐待を受けたこどもの自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

また、児童相談所の機能強化や市町村のこども家庭センターの体制整備等

を進めるとともに、秋のこどもまんなか月間である 11 月を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施するなど、社会全体で虐待を生みださない環境づくりを推進します。

(7) 社会的養護を必要とするこどもへの支援

虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられず、児童養護施設や里親等の社会的養護を必要とするこどもに対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントの在り方に留意し、こどもの意見表明の機会を保障するとともに、その意見・意向を尊重し、最善の利益を第一に考えた支援を推進します。

また、施設職員等による被措置児童等虐待防止のため、施設職員等に対してこどもの権利擁護や虐待への対応等に関する研修を行うとともに、里親や施設で生活するこどもに対して、「千葉県子どもの権利ノート」を活用してこどもの権利をわかりやすく説明するなどの取組を行います。

(8) 犯罪被害防止のための取組の推進

犯罪や事故からこどもを守るための取組を推進するとともに、進展する情報化社会の中で、インターネットのトラブルからこどもを守るための取組を推進します。また、こどもが適切な判断と行動できる力を身に付け、事故や犯罪等に巻き込まれないようにするための教育の充実を図ります。

(9) 貧困対策の推進

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられない、多様な体験の機会を得られない等、こどもがその権利利益を害されたり、社会から孤立することのないよう、また、生まれ育った環境によってこどもの将来が左右されることのないよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を推進します。

第3節 高齢者

現状と課題

○千葉県の高齢化は急速に進んでおり、令和22（2040）年を見通すと、県民の約35%が65歳以上となり、75歳以上の高齢者が都市部を中心に大幅に増加することが見込まれています。また、生産年齢人口の減少が加速する一方で、高齢者人口がピークを迎え、85歳以上人口が急増し、医療・介護の複合的ニーズを有するなど、様々なニーズのある高齢者が増加することが見込まれています。

○こうした状況の中、高齢者に対する虐待件数は高止まりの状態であり、深刻な状況にあります。高齢者への虐待は、身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待、性的虐待があり、高齢者を養護する者や養介護施設従事者等による高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

○また、高齢者が「電話 de 詐欺」などの犯罪の被害者となる割合が高い状況にあることから、犯罪に巻き込まれない社会づくりに向け、地域の防犯力向上や犯罪の起こりにくい環境づくりなど、官民一体となった取組が重要です。

○さらに、近年は、核家族化が進行するとともに地域社会におけるつながりが希薄化するなど、家庭や地域における相互扶助機能が弱まり、孤立死が問題となっています。そこで、高齢者が地域で孤立することなく、必要な支援を受けながら安全に安心して暮らすことができるよう、声かけや見守りなどの支え合いや包括的に高齢者を支えていく体制づくりが必要です。

○高齢者の就業その他の多様な社会的活動は、豊かな地域づくりにつながるだけでなく、介護や認知症の予防、高齢者自身にとって生きがいを創出できるなど、良い影響をもたらすことから、積極的に推進することが求められます。

○そこで千葉県では、令和 6（2024）年 3 月に「千葉県高齢者保健福祉計画」を策定し、「高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、各施策に取り組んでいます。

施策の方向性

地域における日常的なつながりや支え合いにより、高齢者が住み慣れたところで、孤立することなく、生きがいを持ち、安心して暮らし続けられる社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

高齢者が孤立することのないよう、孤立化防止のシンポジウムの開催等による周知・啓発、民間事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を通じ、地域の支え合い活動を広める「ちば S S K（しない、させない、孤立化！）プロジェクト」の普及啓発を推進します。

(2) 教育・学習の充実

地域の高齢者等との交流や関係福祉施設への訪問等を通じ、次代を担うこどもに対し、地域と連携した福祉教育を推進します。

また、認知症を正しく理解し、地域や職域で見守り、手助けする認知症サポーターを養成します。

(3) 相談体制の充実

高齢者に係る相談支援、権利擁護等が円滑に進むよう、市町村が設置する地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う地域包括支援センターの一層の充実・強化を図ります。

(4) 介護サービスの質の確保・向上

市町村と連携し、介護保険施設や指定居宅サービス事業者などに対して集団指導や実地指導などを行います。

また、低所得者など生活に困窮している人が適切に介護サービスを利用できるよう支援します。

(5) 虐待防止のための取組の推進

高齢者虐待事案に迅速かつ適切に対応できるよう、市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業所職員等に広く虐待防止の理解を深めるとともに、虐待対応技術の向上を図るために研修会を開催します。

また、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応のため、高齢者虐待防止ネットワークの未設置市町村に対して早期設置を働きかけ、被害者・加害者を出さない地域社会づくりを推進します。

高齢者福祉施設においても、介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、身体拘束廃止及び虐待防止に関する研修を行い、高齢者の権利擁護を推進する人材を養成します。

(6) 犯罪被害防止のための取組の推進

高齢者が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、犯罪発生情報や防犯対策に係る知識の普及を図るとともに、防犯講話等を通じて、高齢者が被害者となりやすい犯罪に対する防犯知識の普及啓発を推進します。

また、「電話 de 詐欺」などの犯罪被害防止を図ります。

(7) 権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、市民後見人等の担い手の育成、活躍支援など、成年後見制度の体制整備を推進します。

(8) 生活支援の促進

高齢者が地域で当たり前の暮らしを送れるよう支援するために、市町村が地域支援事業の中で取り組む生活支援体制整備において、生活支援サービスの充実・強化や担い手の育成等を行う生活支援コーディネーターを養成するなど、高齢者のそれぞれの状況に応じた柔軟なサービスの取組を促進します。

(9) 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの促進

支援が必要な高齢者や認知症の人が、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、それぞれの地域の実情に応じた多様な仕組みで重層的に支え合い、見守るためのネットワークの整備を促進します。

また、こどもから高齢者まで県民一人ひとりが、地域において声掛けや見守りなどの支え合い活動を実践するきっかけづくりに取り組みます。

高齢者が安全・安心な日常生活を送り、社会参加できるよう、住まい、公共交通機関から街中までの連続したバリアフリー環境の確保や交通安全環境の整備及び防犯にも配慮した地域整備を促進します。

(10) 社会参加・生きがいを支援する環境整備の促進

高齢者が就業や地域社会での役割を通じて生きがいを持ち、意欲や能力に応じて活躍できるよう、老人クラブの活性化等の支援や生涯大学の運営等により、生きがいづくりや地域活動の担い手・地域リーダーとなる高齢者の育成を促進します。

また、高齢者を含む多様な世代を対象に、学び直し・生涯学習を推進します。

第4節 障害のある人

現状と課題

○我が国では、「障害者基本法」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）等、様々な法制度等の整備が行われ、障害者の権利及び尊厳の尊重を促進し、保護すること等を目的とする「障害者の権利に関する条約」を平成26（2014）年に批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを進めています。

○千葉県では、全ての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指し、平成18（2006）年に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下、「障害者条例」という。）を全国で初めて制定しました。

○しかし、障害者条例の施行から15年以上が経過した現在でも、障害を理由とした差別と思われる事案が多く発生しています。

○障害を理由とした差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることから、引き続き、障害のある人への理解を広げ、障害のある人への差別をなくすための周知・啓発が求められています。

施策の方向性

障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

身近な相談役である地域相談員や相談活動を総括する広域専門指導員による地域に根差した周知・啓発活動や、各種広報媒体の使用などを通じて、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努めるとともに、障害者条例や障害者差別解消法の周知・啓発を推進します。

(2) 教育・学習の充実

こどもの頃から障害のある・なしにかかわらず活動を共にすることは、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であることから、障害のある人との交流等の多様な体験活動を実施するなど、こどもの理解と関心を高め、思いやりの心やノーマライゼーションの醸成に努めます。

また、障害のあるこどもに対する教育の充実のため、一人ひとりの障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。

(3) 相談体制の充実

障害のある人への差別に関わる様々な問題について、地域相談員や広域専門指導員が、第三者的な立場で当事者の間に入って知恵を絞り、差別事案の解決を図ります。

また、相談支援体制の整備を図るため、市町村における自立支援協議会などに対して、相談支援アドバイザーを派遣し、相談支援活動の充実を図ります。

さらに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の質の向上を目指し、各種の研修を行います。

(4) 虐待防止のための取組の推進

障害のある人に対する虐待は、障害者の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害のある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを市町村や関係機関と連携して行います。

また、市町村や障害者支援施設などへ虐待防止アドバイザーを派遣し、権利擁護に係る体制の整備を図ります。

さらに、精神科病院の業務従事者による障害者虐待に係る通報窓口を設置し、

虐待通報や相談等に対応するとともに、精神科病院内の研修の実施や相談体制の整備を図ります。

(5) 権利擁護の推進

障害者支援施設等における虐待防止のための研修の実施を支援するとともに、障害のある人を雇用する事業主等を対象に虐待防止・権利擁護に関する研修を実施します。

また、障害のある人に対して適切な合理的配慮がなされるよう、県職員に対する研修を実施するほか、学校や民間事業者等に対して障害のある人への理解を広げ、障害のある人への差別をなくすための周知・啓発活動を行います。

成年後見制度について、必要とする人が制度を利用できるよう、市町村が行う地域連携ネットワークづくりに対して、専門職の派遣などの支援を行います。

(6) 障害のあるこども一人ひとりに合わせた教育の充実

障害のあるこどもの自立や社会参加に向けて、乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じて、一人ひとりの教育的ニーズに基づいた適切な支援と教育環境の充実とともに、関係機関とのネットワークの構築を図ります。

(7) 就労支援の推進

一人でも多くの障害のある人が企業等で継続的に一般就労し、経済的に自立できるよう、障害のある人の職業能力開発や新たな就労先の開拓、個々の職場定着支援などの施策を一層推進します。

(8) バリアフリーの推進

障害程度が重い人でもできる限り地域で生活できるよう、駅等の公共交通機関から街中までの連続したバリアフリー環境の確保や交通安全環境の整備及び防犯にも配慮した地域整備を促進します。

また、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材を養成し、障害のある人の情報コミュニケーションを支援するとともに、情報バリアフリーの推進に取り組みます。

さらに、障害者条例による各種施策の展開や、障害のある人への理解を広げるための周知・啓発活動を行うことにより、心のバリアフリーを一層浸透させていきます。

(9) 一人ひとりに着目した支援の充実

発達障害、高次脳機能障害のある人など、地域の支援施設等のみでは支援が困難な人に対する専門的支援拠点を設置して支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、支援者の育成や地域連携の強化に取り組み

ます。

第5節 被差別部落出身者

現状と課題

- 部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、被差別部落（同和地区）に生まれた、又は、住んでいるという、ただそれだけの理由で長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきた、我が国固有の人権問題です。
- 長期にわたる同和対策事業により、様々な面で存在した生活環境などの格差は大幅に改善されましたが、結婚や就職など日常生活の上で差別を受けたりしているほか、インターネット上の差別的表現の書き込みなどの事案は依然として存在しています。
- 平成28（2016）年には、依然として部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同法により、国及び地方公共団体は、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、部落差別の解消のための施策を講ずることが定められました。
- また、同和問題を口実に、会社・個人や行政機関などに高額な図書購入などの不当な要求を行う「えせ同和行為」も、依然として発生しています。えせ同和行為は、「同和問題は怖い問題である」という間違った認識を植え付け、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

施策の方向性

同和問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、依然として存在している被差別部落出身者への偏見や差別の解消を図ります。

また、同和問題の解決を困難にしているえせ同和行為については、関係機関と連携し、その排除に努めます。

(1) 広報・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、依然として存在している被差別部落出身者への偏見や差別を解消し、新たな偏見や差別を生むことがないよう資料配布や講演会などの広報・啓発活動を実施します。

(2) 教育・学習の充実

部落差別をはじめとした人権問題に係る教育的課題の解決を図るため、これらに関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、人権教育に関する理解及び認識を深めるための啓発活動を実施することにより、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権教育を推進します。

(3) 相談体制の充実

被差別部落出身者の日常生活上の相談やインターネット上での差別的表現の書き込みについての相談などに応じるほか、専門機関の紹介や弁護士相談の案内等を行います。

(4) インターネット上の人権侵害の防止

インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案を覚知した場合には、市町村や千葉地方法務局と連携し、掲載内容の削除依頼をプロバイダ等に要請するなど、インターネット上の人権侵害の防止に努めます。

(5) 学習支援の推進

学校教育においては、家庭や地域社会と一体となって被差別部落出身者の進学意欲と学力の向上を促進します。

(6) えせ同和行為の排除

えせ同和行為に対しては、関係機関と連携し、不当な要求には断固として拒否し、違法行為については、法的な措置を取るなど毅然とした態度をとるよう助言していきます。

第6節 外国人

現状と課題

- 県内には、20万人を超える外国人が住んでいますが、言語、宗教、習慣等の違いから、在住外国人が地域社会から孤立してしまう、あるいは特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することを扇動する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるといった社会問題が生じています。
- ヘイトスピーチに関する社会的関心の高まりを受け、平成28（2016）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されましたが、ヘイトスピーチは今もなお解消されていません。
- こうした状況を解消し、活力ある地域社会を維持していく上で、多文化共生は重要な理念であり、お互いの人権、文化、生活習慣を理解し尊重するための

意識啓発を図る必要があります。

- また、県内在住の外国人が、地域社会の一員として暮らし働くことのできるよう、医療・福祉、教育、防災、防犯・交通安全、住宅など生活に密着した分野での多言語による情報提供・相談体制等を充実させることや外国人県民の社会参加のための環境づくりが必要です。

施策の方向性

外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対し理解を深め、これを尊重し、偏見や差別のない多文化共生社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

千葉県国際交流センターをはじめとする国際交流・協力団体との連携・協力により、県民の異文化理解を深めるためのセミナーや青少年向け国際理解プログラムを実施するほか、県内在住の外国人に関する人権意識の啓発のため、人権啓発活動などの取組を推進します。

(2) 教育・学習の充実

学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育を充実させます。また、全ての外国人のこどもに対して、日本語の指導をはじめ、適切な支援を行います。

(3) 相談体制の充実

県内在住の外国人が安全で安心な暮らしができるよう、多言語に対応した相談窓口を設置します。また、弁護士や行政書士による専門相談を実施します。

(4) 情報提供の充実

個性と能力を発揮できる暮らしやすい環境を整備し、外国人が公的サービス等を利用しやすくなるよう、教育、住宅、医療、就労、防災、防犯など様々な分野で多言語や「やさしい日本語」での情報提供、支援を行います。

(5) 社会参加の促進

市町村や千葉県国際交流センター、市町村国際交流協会と連携しながら、地域行事や文化活動、清掃活動等の地域づくり活動、さらには防災活動等の共助活動への県内在住の外国人の参加を促進します。

また、県内在住の外国人の多様な視点を県施策に活用するなど、活躍の場を創出します。

第7節 性的マイノリティ

～性的マイノリティとは～

「性的マイノリティ」とは、「様々な性の在り方のうち生まれたときに割り当てられた性別と性自認（ジェンダーアイデンティティ）^{*1}が一致し、性的指向（セクシャルオリエンテーション）^{*2}が異性に向いている人」以外の人を表す言葉で、LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングなどの多様なセクシュアリティ）と表現されることもあります。

*1 自身の性別について、ある程度一貫性を持った認識

*2 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別の指向

現状と課題

- 令和2（2020）年6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき定められた「パワーハラスメント防止のための指針」において、労働者の性的指向・性自認等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する、いわゆる「アウティング」が職場におけるパワーハラスメントに該当する例とされました。
- また、令和5（2023）年6月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でないことから、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。
- しかしながら、性的マイノリティの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなど、差別や暴力により、苦しんでいます。
- 令和5（2023）年に国立社会保障・人口問題研究所や法政大学らの研究チームが実施した「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」の調査結果では、トランスジェンダーの回答者のうち84.4%の人が、また、同性愛者・両性愛者の回答者のうち81.6%の人が、それぞれ小学校から高校時代に友人や同級生から「不快な冗談・からかいを受けた」と回答しており、また、大人になっても高い割合で同様の経験があったと回答しています。
- 性の在り方は多様であり、現実の社会には様々な人が混在して生活しています。
- そのため、性的指向や性自認を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し、誰もが生きやすく暮らしやすい環境を整えていくことが重要です。

施策の方向性

全ての人々が様々な違いを理解し、尊重し合うことで、偏見や差別がなく、誰もが安心して暮らしながらその人らしく活躍できる社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

性的マイノリティに対する理解が深まり、偏見や差別がなくなるよう、性的マイノリティの人権に係る講演会の開催や啓発資料の配布等により、県民や企業等への啓発を実施します。

(2) 教育・学習の充実

企業や学校等が主催する性的マイノリティの人権をテーマとする講演会や研修会への講師派遣や性的マイノリティの人権をテーマとしたDVDの貸出しを行い、教育・啓発を充実させます。

また、多様な性について正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、県職員、市町村職員及び県内公立学校教職員を対象に研修を実施します。

(3) 相談体制の充実

性的マイノリティが抱える不安や悩みについて相談員が対応する相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。

また、当該窓口のほか、民間の相談窓口等についても併せて周知を図るなど、関係機関との連携強化に努めます。

第8節 感染症

現状と課題

○医学・医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきましたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は今なお新たな形で脅威を与えています。過去には感染症の患者に対し過剰な隔離をするなど、人権が問題となる措置が行われてきており、このような感染症の患者等がおかれてきた状況を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が整備されるなどの対策が図られてきました。

○ハンセン病は、過去の誤った認識や一律に強制隔離する政策によって、恐ろしいという誤った理解が広まったことで、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれのない差別や偏見の対象となってきました。

令和元（2019）年の閣議決定において、患者・元患者やその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに政府は深く反省し、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族が置かれた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示されました。

- H I V等の感染症においては、正しい知識と理解の不足から、これら感染症の感染者や患者、その家族などが偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害などを受けるなどの人権問題が起きています。
- 近年においては、感染症に対する知識や理解の不足から、新型コロナウイルス感染症に関連して、患者や医療従事者等への偏見や差別をはじめとする様々な人権問題が発生しています。

施策の方向性

感染症に対する正しい知識を持つことにより、患者等への偏見や差別をなくすよう、知識の普及及び啓発に努めるとともに、相談など必要な支援が受けられるようにします。

(1) 広報・啓発の推進

感染症の患者等に対する誤解などから生じる偏見や差別をなくすため、感染症に関する正しい知識を普及・啓発します。

(2) 教育・学習の推進

学校教育において、感染症予防教育の推進を通じて、発達段階に応じた正しい知識を身に付けることにより、感染症の患者等に対する偏見や差別をなくしていきます。

(3) 相談体制の充実

保健所では、感染症に関する情報提供を行うとともに、相談等を行います。

第9節 犯罪被害者とその家族

現状と課題

- 我が国では、犯罪被害者やその家族又は遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)が直面している困難な状況を踏まえ、平成17(2005)年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。また、平成17(2005)年以降、同法に基づく「犯罪被害者等基本計画」を5年ごとに策定し、現在は「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、施策を実施しています。
- 千葉県では、令和3(2021)年4月に、犯罪被害に特化した条例として「千葉県犯罪被害者等支援条例」が施行され、令和4(2022)年3月に、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、施策を実施しています。
- 千葉県内における刑法犯認知件数は、平成14(2002)年には戦後最悪となる約16.8万件を記録し、以降は減少傾向でしたが、令和4(2022)年に増加

に転じ、令和6（2024）年の件数は約3.8万件になり、県民の安心・安全を脅かす凶悪事件や将来を担う子どもたちが犠牲になる痛ましい交通事故などが依然として発生しています。

- 犯罪被害者等は、ある日突然に生命、財産、心身などに直接的な被害を受けるだけでなく、被害直後から様々な対応が必要となることに加え、周囲の人からの配慮に欠けた言動等の二次的被害に苦しめられることがあります。
- 犯罪被害者等が被害から立ち直り、再び平穏な生活を送れるようになるには、国、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等が連携して、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を早期に途切れることなく行うとともに、犯罪被害者等支援の重要性などを多くの県民が理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが必要です。

施策の方向性

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等の生活再建に対する支援を進めることにより、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

犯罪被害者等が置かれている立場や犯罪被害にあったときの対応方法や支援について、広く県民に周知をするため、犯罪被害者週間や被害者支援関連行事等を通じ、広報啓発物の配布をするなど、あらゆる機会を通じた啓発活動に取り組みます。

(2) 教育・学習の充実

警察、医療、福祉関係者などの犯罪被害者等と接する機会が多い職員や県・市町村の窓口対応職員を対象として研修会を開催し、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等への適切な対応が行われるよう、犯罪被害者等が置かれている立場への理解や心情に配慮した対応などについて、周知を図ります。

子どもに対する情操教育の一環として、犯罪被害者等の現状や支援の必要性に関する教育について、市町村教育委員会と協力し、実施に努めます。

(3) 相談体制の充実

いざというときに犯罪被害者等が一人ひとりの事情に応じた適切な支援を迅速に受けられるよう、総合的対応窓口をはじめとした各種相談窓口を明確にするとともに、相談があった際は、必要な支援を提供している窓口を紹介するなどの情報の提供及び助言を行い、また、関係機関と連携し、相談に適切に対応できる体制の充実を図ります。

また、犯罪被害者等が早期に法的支援を受ける契機となるよう、千葉県

弁護士会と連携し、弁護士による法律相談を実施するなど、相談・支援の充実を図ります。

(4) 支援の実施

被害を受けた直後から、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、迅速かつ途切れることなく継続して適切な支援を行います。

また、犯罪被害から早期に回復し、生活を再建できるよう見舞金の支給などを実施するとともに、生活支援、居住や雇用の安定等について、きめ細やかに支援を行います。

第10節 インターネットを通じた人権侵害

現状と課題

- インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する表現の書き込み、なりすまし投稿による名誉毀損、個人情報の流出によるプライバシーの侵害、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上でのいじめや書き込みをきっかけとした性的被害等の犯罪被害など、人権に関わる様々な問題が発生しています。
- 我が国では、近年のインターネット上での誹謗中傷の実態への対処として、令和4（2022）年に「刑法等の一部を改正する法律」により、侮辱罪の法定刑の引上げが行われました。また、同年「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）の改正法が施行され、インターネット上の誹謗中傷などの権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなど制度的見直しが行われました。さらに、令和6（2024）年にはプロバイダ責任制限法が再改正され、大規模プラットフォーム事業者に対して、権利侵害情報への対応の迅速化や運用状況の透明化が義務付けられ、法律の名称も「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（以下、「情報流通プラットフォーム対処法」という。）に改められました。
- 法務省人権擁護局の統計によると、インターネットに関する人権侵犯事件数は、平成29（2017）年の2,217件をピークに、令和6（2024）年は1,707件と減少していますが、依然として高水準を維持しています。
- スマートフォンやタブレット端末等の普及により、手軽にインターネットを利用できるようになりましたが、一度掲載された内容は、完全には削除できず、被害の拡大を招くおそれがあるほか、誰もが簡単に加害者にも被害者にもなる危険性があることから、インターネット利用者が、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において

教育・啓発を推進していくとともに、安全に安心して利用できる環境を整備する必要があります。

- インターネット上の人権侵害は、各個別の人権課題に密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、人権課題を解消する上でも不可欠です。

施策の方向性

インターネットを通じた人権侵害を防ぐため、インターネットを利用する際のルールやマナー、インターネットの便利さに潜む危険性について啓発・教育を進めていきます。

また、人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

(1) 広報・啓発の推進

インターネットの利用者が、ルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深められるよう、広く県民に啓発を行います。

また、インターネットの便利さに潜む危険性について広報・啓発を行います。

(2) 教育・学習の充実

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するために、発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。

また、子どもや保護者、学校・教育関係者等を対象にインターネットを利用する際の危険性やフィルタリングサービス等についての啓発を行うなど、子どもが技術の進歩に応じて安全・安心にインターネットを利用できるような環境づくりに取り組みます。

さらに、学校や企業等においてネットリテラシーやサイバーセキュリティ意識の向上を図るため講演を実施するとともに、学校や企業等が主催する講演会や研修会への講師派遣・紹介や電話相談窓口、SNS相談の周知、同テーマを題材としたDVDの貸出しなどを行い、教育・啓発を充実させます。

(3) 安全な利用環境の整備

子どもがインターネットをきっかけとしたトラブルに遭わないよう、千葉県青少年健全育成条例に基づき携帯電話販売店やインターネットカフェ等への立入調査を実施し、こどもの健全な育成に必要な環境の整備を図ります。

(4) インターネット上の書き込みへの対応

県内全ての中学校、高等学校、特別支援学校等のこどもが行っているSNS等を検索・監視をし、こどもがインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐよう、取組を推進します。

インターネットを利用した人権侵害については、「情報流通プラットフォーム対処法」に基づきプロバイダに対して当該情報等の削除を求めるなど適切に対応ができるよう、千葉地方法務局や警察等の関係機関、関係団体と連携していきます。

また、インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害を受けた方に対し、適切な相談窓口を案内します。

第11節 ハラスメント

現状と課題

- ハラスメントは、「嫌がらせ」や「いじめ」などを意味し、本人の意図にかかわらず、職場など様々な場面で相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった言動が問題となっています。ハラスメントと名の付くものは数多くありますが、代表的なものとして、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、カスタマーハラスメントなどがあります。
- 令和5（2023）年度に厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、過去3年以内に「パワーハラスメントを受けたことがある」と回答した者が19.3%、「顧客等からの著しい迷惑行為を受けたことがある」と回答した者が10.8%、「セクシュアルハラスメントを受けたことがある」と回答した者が6.3%となっています。
- これらのハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。企業においては、社内でハラスメントが発生することで、職場環境を悪化させ、業務に支障が生じたり、メンタルヘルスに不調が生じたりする可能性があることなどから、その防止対策や意識の向上が重要であるとされています。

施策の方向性

職場における全ての人が、ハラスメントの及ぼす影響や防止の必要性などを正しく理解し、互いを尊重し合いながら、個性と能力を発揮して生き生きと働くことができる社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

12月の「職場のハラスメント撲滅月間」を中心に、厚生労働省が実施するハラスメントのない職場づくりを推進するためのシンポジウムなどの各種広報・啓発活動に係る周知を図ります。

また、企業関係者等を対象に、ハラスメントをはじめとする職場等における人権問題に対する正しい理解と認識を深めることを目的とした講演会等を実施します。

(2) 教育・学習の充実

企業や学校等が主催するハラスメント防止等をテーマとする講演会や研修会への講師派遣、ハラスメントをテーマとしたDVDの貸出しを行い、教育・啓発を充実させます。

(3) 相談体制の充実

千葉県労働相談センターにおいて、県内の労働者及び使用者を対象に、職場における労働問題に関し、社会保険労務士等の専門相談員による労働相談を実施します。

また、弁護士や臨床心理士等の専門家による特別労働相談についても実施し、相談・支援体制の充実を図ります。

第12節 災害時の配慮

現状と課題

- 震災等の大きな災害の発生時には、情報不足や偽・誤情報の流通・拡散により、誹謗中傷や嫌がらせなどの人権問題が発生する場合があります。
- 避難所や仮設住宅などの避難先では、長期化する避難生活のストレスに起因する暴力や虐待などの人権侵害問題が発生しています。
- 近年の災害では、避難所において、プライバシーが守られないことのほかに、高齢者、障害のある人、こども、外国人等の災害時要配慮者及び女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどが問題となっています。
- そのほかにも、偏見や根拠のない思い込みにより、避難者に対し、いじめや差別など人権侵害問題が生じたり、不確かな情報により、被災地域が風評被害などの二次的被害を受ける問題も発生しています。
- 今後想定される災害に備え、災害時であっても、全ての人の人権が適切に守られるよう県民一人ひとりが人権への配慮について、日頃から関心と認識を深めることが重要です。

施策の方向性

要配慮者や男女共同参画の視点に立った対策を推進し、災害時にも全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

公助はもとより自助・共助の取組を一層促進するため、災害について正しい認識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できるよう、防災意識の高揚を図ります。

また、災害時には情報不足や偽・誤情報の流通・拡散により、人権問題が発生しないよう、ホームページや相談窓口等を通じて正確な情報を提供します。

(2) 教育・学習の充実

将来、自助・共助の中心的存在となっていくこどもが、災害に対する実践的な対応力を高めるとともに自発的な意識を持てるように、副読本を活用し、防災に関する基礎的・基本的な事項の学習を行います。

また、災害発生時に、人権尊重の視点に立ち、多様性への配慮等がなされるよう、県民や地域の自主防災組織などを対象に講義や図上演習など様々な研修を実施します。

被災したこどもを受け入れる学校において、当該こどもに対する心のケアや、当該こどもを温かく迎えるための指導上の工夫、保護者・地域住民等に対する説明などを適切に行います。

また、いじめなどの問題が生じないよう、当該こどもの学校生活への適応が図られるよう、学校に対し必要な指導を行います。

(3) 相談体制の充実

災害時に、要配慮者への対応として避難所に相談窓口を設置するほか、メンタルヘルスケアを行う体制の構築を図ります。

(4) 要配慮者や男女共同参画の視点に立った対策の推進

大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じます。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布など様々な場面で女性への配慮の必要性が改めて認識されたことから、被災時における男女のニーズの違い等を踏まえ、男女共同参画の視点に立った災害対策を推進します。

第13節 その他の様々な人権課題

1 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

そのため、県では、毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間を中心に、県民に対し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を深めてもらうための広報・啓発を行います。

また、高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする人について、司法と福祉が連携して、矯正施設入所・入院中から、帰住地において直ちに障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを利用できるよう、地域生活定着支援センターを設置・運営するとともに、矯正施設や保護観察所、地域の関係機関等との連携を強化します。

2 ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ずホームレスとなり、健康で文化的な生活を送れず、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害が起きています。

そのため、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、ホームレスの人権に対する理解を深めるための県民への啓発活動を推進します。

また、ホームレス問題は、雇用・経済的な要因に留まらず、傷病や高齢化、人間関係等の様々な要因が複雑に関係していることから、一人ひとりの状況・段階に応じて、市町村や関係機関等と連携しながら支援を行います。

3 生活困窮者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰の影響等により、県の生活保護世帯数は増加傾向にあり、特に高齢者世帯の割合は半分以上を占めています。

また、令和4（2022）年の「国民生活基礎調査」によると、ひとり親世帯の貧困率は依然として4割を超えており、母子家庭の7割以上が「生活が苦しい」と回答しています。

県では、関係機関等と連携し、生活困窮者やひとり親家庭の自立促進のための就労支援、低所得世帯への就学支援等に努めます。

4 中国残留邦人等

中国及び樺太に残留された邦人の方々は、戦後の混乱の中、肉親と離別するなどし、国外に残留を余儀なくされ、長年筆舌に尽くせない苦労がありました。帰国後も懸命な努力をしましたが老後の準備が十分できず、また、言葉が

不自由なため、地域にも溶け込めない方々もいます。

県では、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族に対し、日本語等の補充教育、相談事業、自立支援通訳の派遣、県営住宅への優先的入居等の各種援護施策を実施することにより、地域社会への定着、自立の促進を図ります。

5 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害であるとともに、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。政府は、これまでに17名を日本人拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致の可能性を排除できない事案として、令和6（2024）年1月現在で871名に関して国内外からの情報収集や捜査・調査を続けています。

県では、平成18（2006）年6月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を踏まえ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、国及び市町村等と協力し、県民の理解と認識を深めるよう啓発を行います。

6 その他

これまで取り上げてきた人権課題のほかにも、アイヌの人々への偏見や差別意識、被拘禁者への処遇に関する人権侵害、患者と医療機関との医療行為をめぐる問題、性的搾取や労働の強制等を目的とした人身取引など様々な人権課題があります。これらの課題においても、全ての人の人権を尊重し保障していくという視点に立ち、教育・啓発活動の推進に努めます。

第5章 施策の総合的・効果的な推進

第1節 県の推進体制

知事を本部長とする全庁的な組織である千葉県人権施策推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置し、さらに、推進本部の円滑な運営を図るため、「千葉県人権施策推進本部ワーキンググループ」を設置し、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進します。

第2節 国、市町村、民間団体等との連携

人権施策を推進するに当たっては、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて、連携し、協力し合いながら幅広い活動を実施していくことが重要です。

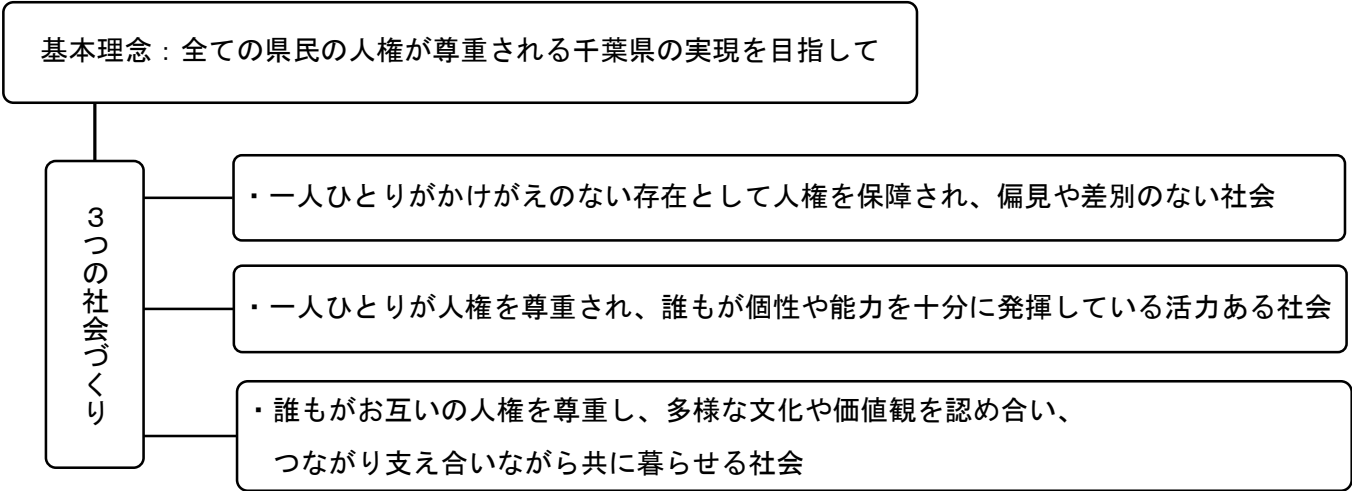
このため、県では、それぞれの役割を踏まえつつ、連携した取組を推進するとともに、市町村や企業、民間団体等の取組に対して支援します。

第3節 基本指針・施策の点検、見直し

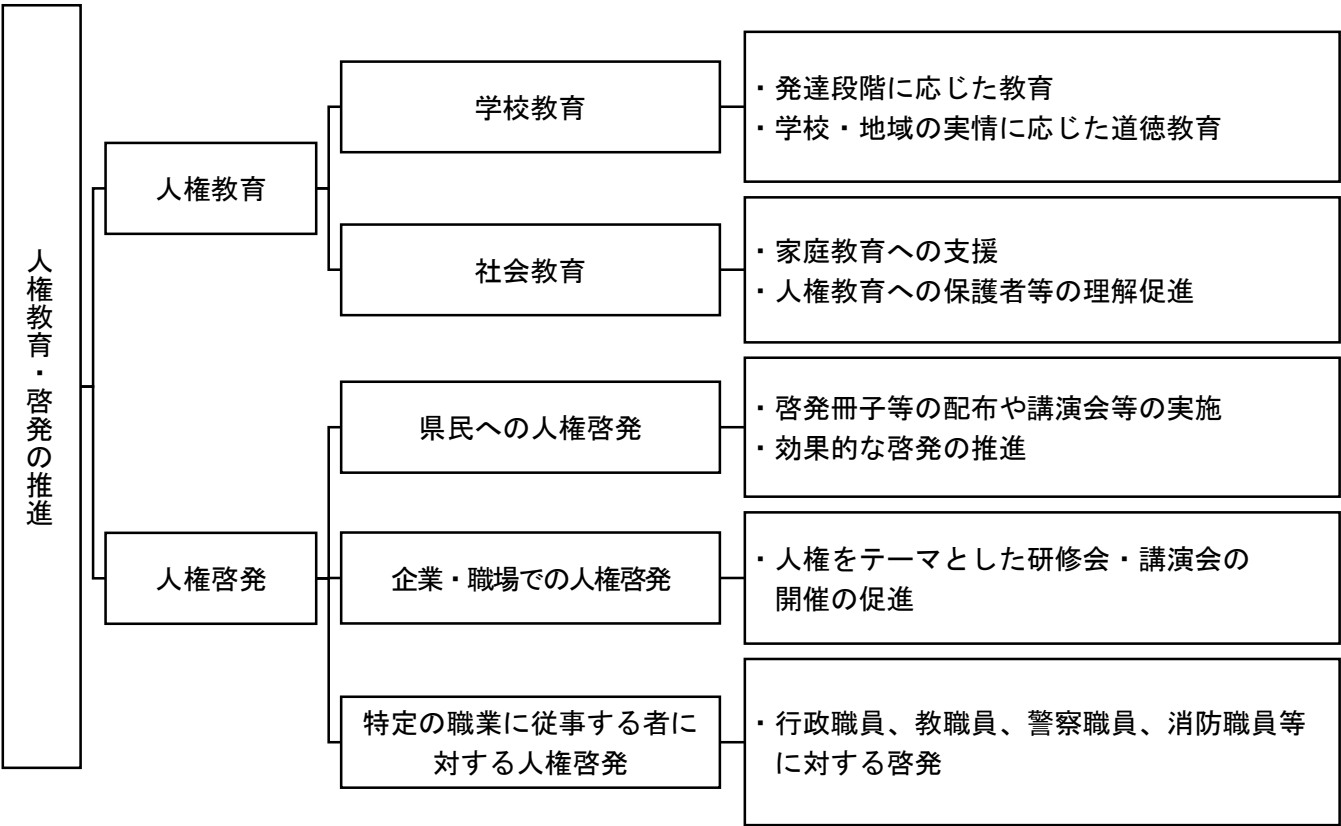
人権施策の実施状況を把握します。また、基本指針及び人権施策について、適宜、点検・見直しを行い、人権をめぐる様々な状況の変化に対応します。

千葉県人権施策基本指針 施策体系

基本理念・3つの社会づくり



人権教育・啓発の推進



分野別施策の推進

【分野別施策の方向性】

女性	社会のあらゆる分野で男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 男女共同参画の促進 (5) ワーク・ライフ・バランスの取組の推進 (6) 困難な問題を抱える女性への支援
こども	次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 青少年の健全育成・こどもの育成支援 (5) いじめ防止のための取組の推進 (6) 虐待防止のための取組の推進 (7) 社会的養護を必要とするこどもへの支援 (8) 犯罪被害防止のための取組の推進 (9) 貧困対策の推進
高齢者	地域における日常的なつながりや支え合いにより、高齢者が住み慣れたところで、孤立することなく、生きがいを持ち、安心して暮らされ続ける社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 介護サービスの質の確保・向上 (5) 虐待防止のための取組の推進 (6) 犯罪被害防止のための取組の推進 (7) 権利擁護の推進 (8) 生活支援の促進 (9) 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの促進 (10) 社会参加・生きがいづくりを支援する環境整備の促進
障害のある人	障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 虐待防止のための取組の推進 (5) 権利擁護の推進 (6) 障害のあるこども一人ひとりに合わせた教育の充実 (7) 就労支援の推進 (8) バリアフリーの推進 (9) 一人ひとりに着目した支援の充実
被差別部落出身者	同和問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、依然として存在している被差別部落出身者への偏見や差別の解消を図ります。また、同和問題の解決を困難にしているえせ同和行為については、関係機関と連携し、その排除に努めます。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) インターネット上の人権侵害の防止 (5) 学習支援の推進 (6) えせ同和行為の排除
外国人	外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対し理解を深め、これを尊重し、偏見や差別のない多文化共生社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 情報提供の充実 (5) 社会参加の促進
性的マイノリティ	全ての人々が様々な違いを理解し、尊重し合うことで、偏見や差別がなく、誰もが安心して暮らしながらその人らしく活躍できる社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実
感染症	感染症に対する正しい知識を持つことにより、患者等への偏見や差別をなくすよう、知識の普及及び啓発に努めるとともに、相談など必要な支援が受けられるようにします。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の推進 (3) 相談体制の充実

分野別施策の推進

【分野別施策の方向性】

犯罪被害者とその家族	犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等の生活再建に対する支援を進めることにより、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 支援の実施
インターネットを通じた人権侵害	インターネットを通じた人権侵害を防ぐため、インターネットを利用する際のルールやマナー、インターネットの便利さに潜む危険性について啓発・教育を進めていきます。 また、人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 安全な利用環境の整備 (4) インターネット上の書き込みへの対応
ハラスメント	職場における全ての人が、ハラスメントの及ぼす影響や防止の必要性などを正しく理解し、互いを尊重し合いながら、個性と能力を発揮して生き生きと働くことができる社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実
災害時の配慮	要配慮者や男女共同参画の視点に立った対策を推進し、災害時にも全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 要配慮者や男女共同参画の視点に立った対策の推進
その他の様々な人権課題	・ 刑を終えて出所した人 ・ ホームレス ・ 生活困窮者 ・ 中国残留邦人等 ・ 北朝鮮当局による拉致問題 ・ その他（アイヌの人々、被拘禁者、患者と医療機関など）	

施策の総合的・効果的な推進

県の推進体制	知事を本部長とする「千葉県人権施策推進本部」を設置し、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進
国、市町村、民間団体等との連携	・ それぞれの役割を踏まえつつ、連携した取組を推進 ・ 市町村や企業、民間団体等の取組に対する支援を実施
基本指針・施策の点検、見直し	基本指針・人権施策について、適宜、点検・見直しを実施

用語解説（五十音順）

【あ行】

HIV

ヒト免疫不全ウイルスのことをいい、ヒトに感染すると、免疫力を低下させてしまうウイルスです。

SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことをいい、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標となっています。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

アイヌの人々

日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族のことをいいます。

アウティング

性的指向・性自認などの機微な個人情報を本人の了解を得ずに他の人に暴露することをいいます。

アンコンシャス・バイアス

日本語で「無意識の思い込み」などと表現され、過去の経験や、見聞きしたことの影響を受けて、生み出されるものをいいます。

インフォームド・コンセント

「説明と同意」と訳され、医師・看護師・薬剤師などが、病気、薬、検査法や治療法について十分に説明し、患者が正しく理解した上で、自分が受ける治療を選択して決定し、同意することをいいます。

【か行】

介護保険施設

要介護者を入所（入院）させて施設サービスを行うものをいい、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院があります。

カスタマーハラスメント

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものをいいます。

家庭養育優先原則

家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、国や地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援しなければならないことをいいます。一方で、虐待などにより、家庭において養育することが困難である場合などには、家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講じなければならないとされています。

虐待防止アドバイザー

障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、障害のある人への虐待に対する迅速かつ適切な対応等に資するための市町村等の取組を支援することを目的とした県の事業のことです。市町村や障害関係施設等からの要請に応じ、県から専門的知識を持つアドバイザーを派遣しています。

クエスチョニング

自身の性のあり方について決められない、分からない又は決めない人のことをいいます。

ゲイ

性自認が男性で、性的指向が男性に向く人、男性同性愛者のことをいいます。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障害がある人に代わって、援助者が代理人としてその権利やニーズの獲得を行うことをいいます。アドボカシーと表されることもあります。

広域専門指導員

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、各圏域で相談活動を統括しています。保健所（健康福祉センター）や県障害者相談センターなど県内16か所において、地域相談員や関係機関と連携して障害者差別に関する相談や事案の解決に当たっています。

高次脳機能障害

病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障害が起きた状態をいいます。

高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、市町村（地域包括支援センター）が整備する関係機関や民間団体との連携協力体制のことをいいます。

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関のことをいいます。

困難な問題を抱える女性

性的な被害、家族の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）のことをいいます。

【さ行】

サービス等利用計画

障害のある人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画のことをいいます。市町村が障害福祉サービス等の支給を行う際に、指定特定相談支援事業者が作成します。

災害時要配慮者

要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人など、防災上何らかの配慮を必要とする人のことをいいます。

サプライチェーン

原材料の調達から部品や完成品の製造、配送・販売に至るまで、商品やサービスを消費者など顧客に届けるまでの一連の流れのことをいいます。供給網（サプライ）が鎖（チェーン）のように連なる様子からこう呼ばれます。

指定居宅サービス事業者

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与など居宅の要介護者への居宅サービスを行う都道府県知事（政令市・中核市は市長）の指定を受けた事業者又はその事業所のことをいいます。

児童虐待

こどもに殴る・蹴るなどの身体的虐待、こどもへの性交などの性的虐待、食事を与えないなどのネグレクト、無視するなどの心理的虐待を行うことをいいます。

児童買春・児童ポルノ

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」第2条の規定による18歳に満たないものに対する買春（児童買春）や性行為等の写真・電磁的記録に係る記録媒体等（児童ポルノ）のことをいいます。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のことをいい、市町村等の支援をうけて後見業務を担っています。

生涯大学校

高齢者の自己啓発を促すとともに、社会活動への積極的な参加により、高齢期の生活を生きがいに満ちた充実した生活が送れるよう、新しい知識を習得し、また、地域の高齢者のリーダーとして活躍できる人材の育成を目的として、県が設置している施設のことをいいます。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことをいいます。具体的には、情報発信が他者に与える影響を考慮し、個人情報の適切な取扱いやインターネットを利用する際のルールやマナーを守ることをいいます。

自立支援協議会

障害者の相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として市町村に設置されるものをいいます。困難事例への対応の在り方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などを行っています。

人身取引

女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する、「トラフィッキング」とも呼ばれている犯罪のことをいいます。

ストーカー行為

被害者に対する恋愛感情や好意の感情、又はその感情が満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足する目的で、被害者や被害者の身近な人（配偶者や親族など）に、つきまとい等を繰り返し行なうことをいいます。

生活支援コーディネーター

地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング等のコーディネート機能を果たす人のことをいい、市町村が配置しています。

性自認（ジェンダーアイデンティティ）

自身の性別についての、ある程度一貫性を持った認識のことをいいます。

性的指向（セクシャルオリエンテーション）

恋愛感情または性的感情の対象となる性別の指向のことをいいます。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の財産管理や契約の締結などの法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う制度のことをいいます。

性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方のことをいいます。

セクシュアルハラスメント

職場のセクシュアルハラスメントは、職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。

相談支援アドバイザー

地域における相談支援体制整備の推進や市町村協議会の活性化などを目的として、障害者支援に高い見識を有する者等を相談支援アドバイザーとして登録しています。県では、市町村からの依頼に基づき、アドバイザーを派遣、助言をしています。

【た行】

大規模プラットフォーム事業者

デジタル技術を活用して利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させる役割を担う大規模な事業者のことをいいます。

多文化共生

国籍や言語、文化、習慣などの異なる人々が、互いの違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

地域生活定着支援センター

既存の福祉関係者等と連携して、矯正施設退所予定者の帰住地調整支援や矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を実施しています。

地域相談員

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、身近な地域で障害者差別に関する相談に応じています。身体障害者相談員、知的障害者相談員のほか、精神障害のある人の支援を行っている者、人権擁護委員、元学校教員などが地域相談員となっています。

地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う市町村が設置する機関のことをいいます。他の行政機関や医療機関等との制度横断的な連携により、高齢者等の住み慣れた地域での暮らしを支援しています。

ちばSSKプロジェクト

「しない」のS、「させない」のS、「孤立化！」のK、それぞれの頭文字を取って記号化したもので、自分自身が「孤立化しない」、自分の周りの誰かを「孤立化させない」というメッセージが込められています。県では、県民一人ひとりが孤立化防止に向けた具体的な行動を起こすきっかけづくりのため、民間事業者との協定締結、協力店登録などの啓発プロジェクトを実施しています。

千葉県男女共同参画地域推進員

県と市町村とのパイプ役となり、地域等における男女共同参画意識等の普及・啓発などの活動をしている人のことをいいます。

デート DV

交際相手との間など、親密な関係にある人から振るわれる暴力のことをいいます。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声で怒鳴る、無視をするとといった精神的暴力や性行為を強要する性的暴力など、様々な形態があり、多くの場合、組み合わされ繰り返し継続的に行われます。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、Tel（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語のことをいいます。

電話 de 詐欺

振り込め詐欺をはじめとする「特殊詐欺」の実態を周知するため、公募により決定した本県での広報用の名称のことをいいます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことをいいます。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声で怒鳴る、無視をするとといった精神的暴力や性行為を強要する性的暴力など、様々な形態があり、多くの場合、組み合わされ繰り返し継続的に行われます。

トランスジェンダー

生まれたときに割り当てられた性別と性自認が異なる人のことをいいます。

【な行】

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守り、自分のできる範囲で活動する「応援者」のことをいいます。

ネットリテラシー

インターネット・リテラシーを短縮した言葉で、インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のことをいいます。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も区別されることなく共に生活することができる社会を目指す考え方のことをいいます。

【は行】

パーマネンシー保障

「千葉県こどもを虐待から守る基本計画」（令和 7 年 6 月改定）において、将来に渡って支えてくれるとこども自身が思う養育者や、家族等とのつながりの中で育っていくことを保障することと定義しています。

バイセクシュアル

性的指向が男女どちらにも向く人、両性愛者のことをいいます。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害をいいます。

ハラスメント

嫌がらせやいじめ行為のことをいいます。

バリアフリー

生活の中で不便を感じることを、様々な活動をしようとするときに障壁になっているバリアをなくす（フリーにする）ことをいい、物理的、制度的、文化・情報面、意識上の大きく分けて 4 つのバリアがあるとされています。

パワーハラスメント

職場のパワーハラスメントは、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されることをいいます。

ハンセン病

ハンセン病は、らい菌によって、主に末梢神経及び皮膚が侵される感染症のことをいいます。感染力は極めて弱く、仮に発病しても現在では治療法が確立し、早期発見と適切な治療により、後遺症が残ることもありません。

被拘禁者

留置場・拘置所・刑務所などに拘束されている被疑者、被告人及び受刑者のことをいいます。なお、被疑者とは、ある犯罪を犯したと疑われ、捜査機関によって捜査の対象とされている人、被告人とは、検察官により公訴を提起された人、受刑者は、刑の執行のため拘置されている人のことをいいます。

ひとり親世帯

こどもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満でこども（17 歳以下）がいる世帯）のうち、大人が一人の世帯のことをいいます。

貧困

ここでいう貧困とは、現在の日本の経済や生活の水準において大多数の世帯に比べて貧しい状態（「相対的貧困」：その国の所得（等価可処分所得）の中央値の半分に満たない状態）のことをいいます。

フィルタリングサービス

青少年を違法・有害情報との接触から守るため、有害サイトへのアクセスを制限するサービスのことをいいます。

【ま行】

マタニティハラスメント

職場のマタニティハラスメントとは、職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業を申出・取得した女性労働者の就業環境が害されることをいいます。

【や行】

やさしい日本語

簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなど、普通の日本語よりも簡単でわかりやすくした日本語のことをいいます。

養介護施設

老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターのことをいいます。

【ら行】

レズビアン

性自認が女性で、性的指向が女性に向く人、女性同性愛者のことをいいます。

老人クラブ

高齢者が仲間づくりを通して、生活を豊かにするための活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりを目指している会員組織の団体のことをいいます。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢にかかわらず誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

資 料

人権関係年表・・・・・・・・・・・・・・・・	45
世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・	50
日本国憲法（抄）・・・・・・・・・・・・・・	54
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・	58
千葉県人権施策基本指針検討会議設置要綱・・・・・・・・	60
千葉県人権施策推進本部設置要綱・・・・・・・・	62
「千葉県人権施策基本指針」改定の経緯・・・・・・・・	66

人 権 関 係 年 表

年 号	国 連 等	国
1947 (昭 22)		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」施行
1948 (昭 23)	「世界人権宣言」採択	「民法」改正（家父長制の廃止、戸籍が夫婦単位になる） 「児童福祉法」施行
1949 (昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	「人権擁護委員会法」施行
1950 (昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 「生活保護法」施行
1951 (昭 26)	「難民の地位に関する条約（難民条約）」採択	「児童憲章」制定 「社会福祉事業法」施行
1953 (昭 28)	「婦人の参政権に関する条約」採択	
1957 (昭 32)		「売春防止法」施行
1959 (昭 34)	「児童の権利に関する宣言」採択	「未帰還者に関する特別措置法」施行
1960 (昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行
1963 (昭 38)		「身体障害者雇用促進法」施行
1964 (昭 39)		「老人福祉法」施行 「母子及び寡婦福祉法」施行
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する撤廃条約（人種差別撤廃条約）」採択	「同和対策審議会」答申
1966 (昭 41)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択、同時に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択	
1968 (昭 43)	国際人権年 第 1 回世界人権会議	
1969 (昭 44)		「同和対策事業特別措置法」施行
1970 (昭 45)		「心身障害者対策基本法」施行
1971 (昭 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行
1973 (昭 48)	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975 (昭 50)	国際婦人年 「障害者の権利宣言」採択	
1976 (昭 51)	「国連婦人の 10 年」（1976～1985）の決議を採択	
1979 (昭 54)	国際児童年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	「国際人権規約」批准
1980 (昭 55)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯罪被害者等給付金支給法）」制定
1981 (昭 56)	国際障害者年 「国連・障害者の 10 年」（1983～1992）の決議採択	「難民の地位に関する条約」加入
1982 (昭 57)		
1984 (昭 59)	「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）」採択	「地域改善対策特別措置法」施行
1985 (昭 60)		「女子差別撤廃条約」批准
1986 (昭 61)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行
1987 (昭 62)	家のない人々のための国際居住年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行
1989 (平元)	「児童の権利に関する条例（子どもの権利条約）」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 2 選択議定書（死刑廃止）」採択	「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正 「高齢者保健福祉十か年戦略（ゴールドプラン）」策定 「出入国管理及び難民認定法」改正 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」制定

年 号	国 連 等	国
1990（平2）	「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」施行 障害者対策推進本部が「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法（心身障害者対策基本法改正）」施行 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 「児童の権利条約」批准 「新ゴールドプラン」策定
1992（平4）	「アジア太平洋障害者の10年」（1993～2002）の決議採択	
1993（平5）	国連人権高等弁務官を新設 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年の10年」（1994～2003）の決議採択	
1994（平6）	国際家族年 「人権教育のための国連10年」（1995～2004）の決議採択	
1995（平7）	「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」加入 「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「精神保健法」から「精神障害者福祉に関する法律」へ改正 障害者対策推進本部「障害者プラン（ノーマライゼーション7ヶ年戦略）」を策定
1996（平8）		「地域改善対策協議会意見具申」 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」決定 「高齢者対策大綱」策定 「らい予防法」廃止
1997（平9）	「貧困撲滅のための国連の10年」（1997～2006）	「人権擁護施策推進法」施行（平14失効） 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」施行 「北海道旧土人保護法」廃止 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 地対財特法の一部改正 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」改正
1998（平10）		「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」改正（60歳以上定年制義務化） 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」改正（障害者雇用率（1.8%）の設定） 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定
1999（平11）	国際高齢者年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「拷問等禁止条約」加入 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行（精神薄弱者から知的障害者への用語改正） 「男女共同参画社会基本法」施行 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 「ゴールドプラン21」策定 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」施行
2000（平12）	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 「平和と文化のための国際年」	「介護保険法」施行 「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」施行 「外国人登録法」改正（指紋押捺全廃） 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行

年 号	国 連 等	国
2000 (平 12)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行 「社会福祉法」施行（社会福祉事業法改正） 人権擁護推進審議会（人権教育・啓発の在り方）答申 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定
2001 (平 13)	人権主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年 「世界の子どもたちのための平和と非暴力のための国際の 10 年」（2001～2010）	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」答申 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」施行 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申 「新しい高齢社会対策大綱」閣議決定 「犯罪被害者等給付金支給法」改正（支給対象拡大等）
2002 (平 14)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択協議書」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」閣議決定
2003 (平 15)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行
2004 (平 16)	奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年 人権教育のための世界計画採択	「障害者基本法」改正（差別禁止理念明文化） 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」施行
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択	「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定 「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行
2006 (平 18)	「人権理事会」設立決議採択 「障害者の権利に関する条約」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）」採択	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行 「障害者自立支援法」施行 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」施行 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」施行 「拉致問題対策本部」設置 「教育基本法」全面改正 「自殺対策基本法」施行
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」改正
2008 (平 20)		「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」採択 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正（性別変更の要件緩和） 「刑事訴訟法」一部改正（被害者参加制度及び損害賠償命令制度創設）
2009 (平 21)	国際和解年	「強制失踪条約」批准 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「消費者安全法」施行

年 号	国 連 等	国
2010 (平 22)	文化の和解のための国際年 第 65 回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立 (H22. 12. 10、H23. 10. 1 及び H24. 4. 1 施行)
2011 (平 23)	第 16 回人権理事会「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更
2012 (平 24)		「外国人登録法」廃止、「入管法」・「住民基本台帳法」改正 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)」施行
2013 (平 25)		「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)」施行 「公職選挙法」改正 (成年被後見人の選挙権の回復)
2014 (平 26)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)」改正 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 障害者権利条約批准 「過労死等防止対策推進法」施行 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行
2015 (平 27)	「持続可能な開発目標」(SDGs) 採択	「子ども・子育て支援法」施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定
2016 (平 28)		「自殺対策基本法」改正 (地域自殺対策計画策定の義務化) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)」施行 「発達障害者支援法」改正 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)」施行
2017 (平 29)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)」改正 「ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)」改正 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)」改正
2019 (令元)		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」改正 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
2020 (令 2)		「児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法)」改正 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行 『「ビジネスと人権」に関する行動計画 (2020-2025)」策定 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定
2021 (令 3)		「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正
2022 (令 4)		「個人情報の保護に関する法律」改定 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)」改正

2023（令5）		「こども基本法」施行 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する法律（LGBT 理解増進法）」施行
2024（令6）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）改正 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行 「孤独・孤立対策推進法」施行 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」改正
2025（令7）		「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」施行 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」施行 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」改正 「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」閣議決定

世界人権宣言(仮訳文)

昭和23(1948)年12月10日に第3回国際連合総会において採択
前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利

を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隸的拘束及び苦役の禁止〕

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第十章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布・施行

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用す

る。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

千葉県人権施策基本指針検討会議設置要綱

(目的)

第1条 千葉県は、県民一人ひとりが人間として尊重され、安心していきいきと暮らせる社会の創造を図るため、人権に関する総合的・計画的な取組を推進するための千葉県人権施策基本指針を改定するに当たり、広く意見を求めるため、千葉県人権施策基本指針検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(対象事項)

第2条 この検討会議の対象事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 千葉県人権施策基本指針の改定に対する意見交換（意見聴取）に関すること。
- (2) その他、新たな人権問題や人権施策の推進に関し必要な事項の意見交換（意見聴取）に関すること。

(委員)

第3条 検討会議は、有識者の中から知事が依頼する15名以内で構成する。

- 2 委員の任期は、千葉県人権施策基本指針の改定までとする。ただし、令和8年3月31日を超えない。

(組織)

第4条 検討会議に、座長及び副座長を置き、座長は委員の互選により定める。

- 2 副座長は、座長の指名により定める。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、必要に応じ知事が招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 検討会議の会議は公開とする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な意見交換に著しい支障を及ぼす恐れがある等、相当な理由があると知事が認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 座長は、会議の公開にあたり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保するため、傍聴者の制限その他必要な制限を課することができる。
- 4 知事が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

千葉県人権施策基本指針検討会議委員名簿

(任期：令和6年2月29日～令和8年3月31日)

	氏名	役職等	備考
1	伊藤 悟	すこたん！ 代表	
2	大谷 俊介	公益財団法人千葉ヘルス財団 常務理事	
3	大屋 滋	千葉県自閉症協会 会長	
4	恩田 美智子	一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会 理事	
5	片岡 洋子	千葉大学教育学部 名誉教授	座長
6	加藤 廣行	千葉県人権擁護委員連合会 会長	R6. 6. 13～
7	木村 仁	特定非営利活動法人人権ネットワーク・PEaCE21 理事長	
8	河野 順子	千葉地方法務局人権擁護課 課長	～R6. 3. 31
9	小原 俊治	公益財団法人人権教育啓発推進センター 協力講師	副座長
10	齋藤 貴宏	千葉地方法務局人権擁護課 課長	R7. 4. 1～
11	佐藤 絹子	千葉県人権擁護委員連合会 会長	～R6. 6. 12
12	澤田 美代子	公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター 理事	
13	立花 朋	弁護士	
14	中溝 明子	弁護士	
15	蓮本 浩介	減災・福祉パートナーズ 代表	
16	藤山 聡	千葉地方法務局人権擁護課 課長	R6. 4. 1～ R7. 3. 31
17	山口 真一	国際大学グローバル・コミュニケーション・ センター 准教授	
18	吉田あけみ	社会福祉法人鼎 理事	

(敬称略、五十音順)

千葉県人権施策推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県」を目指し、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、千葉県人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 千葉県人権施策基本指針に基づく施策の総合調整に関すること。
- (2) 人権施策の総合的な企画・調整に関すること。
- (3) その他人権施策推進に係る重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、推進本部を主宰する。
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長が指名した者が、その職務を代行する。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会 議)

第4条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に「千葉県人権施策推進本部ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

- 2 ワーキンググループは、グループリーダー及びグループ員をもって組織する。
- 3 グループリーダーは、健康福祉政策課副参事兼人権室長をもって充て、ワーキンググループを主宰する。
- 4 グループ員は、別表2に掲げる課の長が指名する者をもって充てる。
- 5 ワーキンググループは、必要に応じグループリーダーが招集し、グループリーダーが議長となる。
- 6 グループリーダーは、必要に応じてグループ員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(協力要請)

第6条 推進本部は、必要に応じ関係各課に対し資料の提出を求める等、協力を要請することができる。

- 2 前項の規定は、ワーキンググループについて準用する。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成１６年６月２９日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２７年１月２８日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年10月3日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 4 項)

千葉県人権施策推進本部

委員区分	職名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長 デジタル改革推進局長 総合企画部長 防災危機管理部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 スポーツ・文化局長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 都市整備局長 教育委員会 教育長 警察本部長 企業局長 病院局長

別表 2 (第 5 条第 4 項)

ワーキンググループ

区分	所属及び職名	
グループ リーダー	健康福祉部	健康福祉政策課副参事兼人権室長
グループ員	所属	
	総務部	総務課 人事課 学事課
	総合企画部	政策企画課 国際課 多様性社会推進課
	防災危機管理部	危機管理政策課 消防課
	健康福祉部	健康福祉政策課 健康福祉指導課 健康づくり支援課 疾病対策課 児童家庭課 子育て支援課 高齢者福祉課 障害者福祉推進課 障害福祉事業課 保険指導課 医療 整備課
	環境生活部	環境政策課 くらし安全推進課 県民生活課
	商工労働部	経済政策課 雇用労働課 産業人材課
	農林水産部	農林水産政策課 担い手支援課 森林課 水産課
	県土整備部	県土整備政策課
	教育庁	企画管理部 教育政策課
		教育振興部 生涯学習課 児童生徒安全課 特別支援教育課 保健体育課
	警察本部	警務部 警務課
	企業局	管理部 総務企画課
	病院局	経営管理課

「千葉県人権施策基本指針」改定の経緯

開 催 日	検 討 の 概 要
令和 6 年 3 月 11 日	第 1 回千葉県人権施策基本指針検討会議開催 ・ 千葉県人権施策基本指針について ・ 千葉県人権施策基本指針の改定骨子案 ・ 改定スケジュール
令和 6 年 9 月 9 日	第 2 回千葉県人権施策基本指針検討会議開催 ・ 千葉県人権施策基本指針の改定素案について
令和 6 年 12 月 18 日	第 3 回千葉県人権施策基本指針検討会議開催 ・ 千葉県人権施策基本指針改定原案について
令和 7 年 7 月 1 日～ 令和 7 年 7 月 31 日	千葉県人権施策基本指針改定（案）に対するパブリック コメントの実施
令和 7 年 10 月 30 日	千葉県人権施策推進本部会議開催 ・ 千葉県人権施策基本指針の改定（案）について